

私たちが めざすもの

本当に無実の人が救われる再審のためには、
次のようなルールが必要です。

1 再審のためのすべての証拠の開示

これまで再審無罪となったケースの多くは、検察が隠したことが無罪の決め手になっています。すべての証拠を無罪方向の証拠を平気で隠したまま有罪を求め、自分にして提出しようとしません。したがって検察に証拠の開示の規定が、どうしても必要です。

2 検察官の不服申立ての禁止

何年、ときには何十年もの困難なたたかひを経て、検察官が不服申立て（即時抗告や特別抗告など）で再審開始が理不尽に遅らされたり、取り消されたら、制度を有名無実化する元凶です。

3 再審における手続きの改善

再審請求審における審理方法のルールが形式的に意見書を提出させるだけで請求を棄却し、事実調べや証拠の採否など、公正さを担保

メッセージ

村木厚子さん(元厚生労働事務次官)
「郵便不正事件」で無罪判決が確定

日本の刑事司法は、大きな問題を抱えています。密室での無理な取り調べや供述調書の偏り、証拠開示の不公正さ、人質司法と言われる拘束。これらについては、裁判員制度の導入、私逮捕の廃止がきっかけとなった一連の刑事司法改革については一歩前進したと思います。

一方で再審請求審は、今後の課題とされています。訴える人々が明確なルールもないままに公正な判決を待ち望んでいます。

身に覚えのない罪に問われることは、ただでなく、自分の人格と異なる「犯罪者」に背負っていくということです。だからできる限り早く、裁判のやり直しを望みます。

刑事司法のあり方を変えるために、検察の改革が重要だと思います。私も、検察に関心を持っていませんでした。

この会の活動により、再審のあり方を改善することを心からお祈り申し上げます。

再審のために、
検察官の不服申立てを禁止せよ！
再審の手続きを整備しよう！
すべての証拠を開示せよ！

再審の ルールを作ろう



会で委員をやらせ
については、きちんと
。しかし、結局先送
開示について何らかの
あるとなっています。
たくさんいますから、
再審法改正をめざす市民
はくつもりです。
そういうものがどうい
うものであるか、書い
ていただければ、政治
家の皆さんにも、こ
ういふことをきちんと
理解していただく
日も早く実現して